

災害時要援護者に配慮した 市町村防災マニュアル 策 定 指 針

平成17年11月

鳥取県福祉保健部障害福祉課

改訂版はしがき

平成14年3月、鳥取県西部地震を契機に、市町村での防災マニュアル策定に当たって活用していただくため、「障害者のための防災マニュアル」を作成しましたが、作成後3年以上経過したことに伴い、市町村、障害福祉施設・団体の御意見等を踏まえ、見直しを行いました。

見直しに当たっては、障害のある方だけでなく、一人暮らしや寝たきりの高齢の方など、広く災害時に援護を必要とする方々を対象とするよう内容を拡充することとしました。これに伴い、タイトルを「災害時要援護者に配慮した市町村防災マニュアル策定指針」に改めました。

この指針は、地震等の災害に備えて行政機関や障害福祉施設・高齢者福祉施設・団体、地域住民等が留意しておくこと、また、災害時に援護を必要とする方々自ら、あるいはその周囲の方々が日頃心がけていただきたいことや災害発生時に行動していただきたいことなど、市町村において防災マニュアルを策定される際にガイドラインとなるよう整理しております。

大きな改訂点は、指針の性格を明確にしたこと、広く災害時に援護を必要とする方々を対象としたこと、「『もしかしたら』の発想」を追加記載したこと、及び準備編と応急編に分けたことです。

市町村におかれましては、地域の実情等を踏まえ、災害時に援護を必要とする方々のための防災マニュアルを策定する際に、この指針がお役に立てればと考えております。

また、関係施設・団体等におかれましては、この指針の内容を参考にいただき、市町村とともに障害のある方や高齢の方などに係る防災対策の推進に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

災害に直面したとき、私たちはこの指針で想定していなかった事態に陥るかもしれません。完全な指針の作成は現実的には難しいことから、今後とも適宜見直していく必要があります。本指針を一層良いものにしていくため、皆様からの忌憚のない御意見をいただければ幸いです。

平成17年11月

目 次

I	指針の性格	1
II	本指針で対象とする災害時要援護者	1
III	「もしかしたら」の発想	2
IV	準備編	3
1	行政機関の役割	
(1)	災害時の連絡体制の整備	3
(2)	避難所のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化への取組	9
(3)	情報提供時の視覚障害のある方や聴覚障害のある方への配慮	10
(4)	メンタルケア等の体制整備	11
2	障害福祉施設・高齢者福祉施設・関係団体の役割	
(1)	災害時の避難体制の整備	11
(2)	防災訓練の実施	12
3	地域住民や住民自治組織の役割	
(1)	災害時要援護者の状況把握	12
(2)	民生・児童委員、障害者相談員、自治会等による支援体制の整備	12
4	災害時に援護が必要な方及びその家族等が留意する事項	
	～ 災害に備えて心がけること ～	
(1)	隣近所や障害者団体・高齢者団体との連携	14
(2)	緊急連絡事項や援助が必要な事項の整理	15
(3)	避難経路の確認	16
(4)	非常用持出品の準備	16
	～ 災害の種類に応じた心構え ～	
(1)	地震に備えて	17
(2)	台風に備えて	17
(3)	集中豪雨に備えて	18
(4)	土砂災害（がけ崩れ、地すべり、土石流）に備えて	18
	～ 災害時要援護者の特性に応じた心構え ～	
※	肢体不自由(平衡機能障害)のある方	19
※	内部障害のある方	19
※	目の不自由な方	20
※	耳の不自由な方	21
※	音声言語機能障害のある方	21
※	知的障害のある方	21
※	精神障害のある方	22
※	自閉症等発達障害のある方	22
※	寝たきりや身体虚弱な高齢の方	22
※	認知症の高齢の方	22
※	乳幼児	22

V 応急編	23
1 行政機関の役割	
(1) 災害時の連絡	23
(2) 情報提供時の視覚障害のある方や聴覚障害のある方への配慮	23
(3) メンタルケア等	24
(4) 必要な医療の確保	24
2 障害福祉施設・高齢者福祉施設・関係団体の役割	
(1) 災害時の連絡・支援	25
3 地域住民や住民自治組織の役割	
(1) 民生・児童委員、障害者相談員、自治会等による支援	25
4 災害時に援護が必要な方及びその家族等が留意する事項	
(1) 隣近所や障害者団体・高齢者団体等との連携	25
(2) 緊急連絡事項や援助が必要な事項の伝達	25
(3) 避難	25
～ 災害発生時の対応 ～	
《 共通事項 》	26
《 災害時要援護者別事項 》	
⌘ 肢体不自由(平衡機能障害)のある方	27
⌘ 内部障害のある方	28
⌘ 目の不自由な方	29
⌘ 耳の不自由な方	30
⌘ 音声言語機能障害のある方	30
⌘ 知的障害のある方	30
⌘ 精神障害のある方	31
⌘ 自閉症等発達障害のある方	32
⌘ 寝たきりや身体虚弱な高齢の方	32
⌘ 認知症の高齢の方	32
⌘ 乳幼児	33
* 災害時要援護者の避難支援モデルケース	34
* 障害の特性に応じた災害時非常用品（障害特有のものに限る）リスト	35
* 災害拠点病院及び重点医療機関	37
* 関係行政機関名簿	38
* 市(町村)災害時要援護者支援制度実施要綱(例)	40

I 指針の性格

本指針は、市町村において障害のある方や高齢の方などを対象とした防災マニュアルが早期に作成されるよう、市町村でのマニュアル策定に当たってのガイドラインとして作成したものです。

市町村におかれては、地域の実情等を踏まえ、災害時を想定した要援護者ための防災マニュアルの策定に活用していただくようお願いします。

II 本指針で対象とする災害時要援護者

本指針で対象とする「災害時要援護者」は、次の方々とします。

①障害のある方（広義）

- ・身体障害のある方
- ・知的障害のある方
- ・精神障害のある方
- ・自閉症等発達障害のある方
- ・高次脳機能障害のある方
- ・難病患者、人工透析患者

②高齢の方（ひとり暮らしの高齢の方（高齢の方のみの世帯を含む。）、寝たきりの高齢の方、認知症の高齢の方）

③乳幼児

（参考）

平成3年防災白書（国土庁編）によると、「災害弱者」（「災害時要援護者」と同意語）について次のように定義されています。

- ①自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力がない、又は困難な人
- ②自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知しても適切な行動をとることができない、又は困難な人
- ③危険を知らせる情報を受け取ることができない、又は困難な人
- ④危険を知らせる情報を受け取っても、それに対して適切な行動をとることができない、又は困難な人

Ⅲ 「もしかしたら」の発想

災害はいつ起こるか分かりません。「まさか起こることはないだろう」とか「縁起でもない」と考えるのではなく、「もしかしたら最悪なことが起こるかもしれない」という発想のもとに日頃から災害に備える（準備）とともに、万一災害が起こった場合は、準備に沿って迅速、適切に対応していくこと（応急）が大切です。

本指針は、このような考え方のもとに「準備編」と「応急編」に分けて記載しました。

【参考】災害のデータ

表1 地震の発生（昭和以降で鳥取県に影響のあった主な地震）

発生年月日(本震)	地震名	震源	マグニチュード(余震を含む最大のもの)	被害状況(鳥取県内)
昭和2年3月7日	北丹後地震	京都府北西部	7.3	負傷者1、家屋倒壊2等
昭和18年3月4日		鳥取沖	6.2	負傷者11、建物倒壊68、同半壊515等
昭和18年9月10日	鳥取地震	鳥取付近	7.2	死者1,083、家屋全壊7,485等
昭和24年1月20日		兵庫県北西部	6.3	—
昭和30年6月23日		鳥取県西部	5.5	石垣の破損、落石等
昭和58年10月31日		鳥取県中部	6.2	負傷者10、建物の柱破壊1、断水200戸等
昭和60年7月2日		大山付近	5.1	—
平成元年10月27日		鳥取県西部	5.5	被害総額1億円
平成2年11月21日		鳥取県西部	5.2	—
平成3年8月28日		島根県東部	5.9	建物一部破損5
平成9年9月4日		鳥取県西部	5.5	—
平成12年10月6日	鳥取県西部地震	鳥取県西部	7.3	負傷者141、住家全壊394、同半壊2,494、住家一部破損14,134等 被害総額498億円

(鳥取県防災会議編「鳥取県地域防災計画 震災対策編(平成17年度修正)」より)

表2 大雨の発生(平成元年～16年)

気象現象の分類	発生数	うち、災害あり	年平均発生数	災害の発生割合
台風の直接的な影響による大雨	21	18	1.3	86%
台風の間接的な影響による大雨	7	5	0.4	71%
梅雨前線による大雨	18	13	1.1	72%
秋雨前線による大雨	10	7	0.6	70%
低気圧及び前線による大雨				
(低気圧)	10	1	0.6	10%
(寒冷前線)	3	1	0.2	33%
(停滞前線)	4	2	0.3	50%
その他の大雨				
(寒気)	5	3	0.3	60%
(熱雷・不安定)	4	3	0.3	75%
計	82	53	5.1	65%

※発生数＝県内のアメダス観測所の2か所以上で日降水量70mm以上を観測した日(大雨日)の日数
(鳥取県防災会議編「鳥取県地域防災計画 風水害等対策編(平成17年度修正)」より)

IV 準備編

準備は、災害が起こった際の対応体制の事前準備を行うことです。

1 行政機関の役割

(1) 災害時の連絡体制の整備

(無線・通信機器、マスメディア、人的ネットワークの活用)

〔共通事項〕

- ・行政側からの連絡については、ファクシミリ、防災無線等多様な方法で行えるようにしておく。(視覚障害のある方、聴覚障害のある方にも分かるよう音声と文字の両方による情報提供が必要。)
- ・ITを活用した災害時要援護者向け災害時緊急情報提供システム(携帯電話のメール送信サービスなど)の整備を検討する。

◎防災情報をメール配信(2005. 4. 29 日本海新聞より)

境港市は5月1日から、防災行政無線で流す情報を登録者のパソコンや携帯電話にメール配信する。同無線のスピーカーが屋外に設置され、気象の影響などで情報が聞き取りにくいことが理由。防災情報のメール配信は県内初の取り組みという。他にも複数の伝達手段を用意しており、災害情報の周知を図る。

市内には無線スピーカーの支柱(高さ20メートル)が79カ所に整備されているが、聞こえ方が風の向きや高層ビルなどの障害物に左右され、苦情が市役所に寄せられていた。一方、昨年7月以降に全国各地で相次いだ豪雨、台風災害を機に避難勧告などの確実な伝達方法の構築が自治体の課題となっていた。

市によると、住民が市役所のホームページに接続し、アドレスを登録すれば、無線の放送内容が届くシステム。運用後は遅くとも放送後の10分以内にメール配信する。登録時には携帯電話メーカーによっては迷惑メールを防ぐ受信制限の解除が必要という。

市はこれまでも、無線の放送内容をテレホンサービスや市役所ホームページで確認したり、屋内向けの戸別受信機が利用できるよう電波環境を整えていた。ハード的な防災対策を進める一方で、市環境防災課の渡辺恵吾課長は「災害時の対応は近所同士の共助が基本であり、自主防災組織の充実にも取り組みたい」と話している。

◎HPで防災行政無線情報を提供(2004. 12. 22 官庁速報より)

長野県諏訪市(5万2500人)は、防災行政無線の放送を聞き漏らした住民や、再度確認したいという人の要望に対応するため、市のホームページ上に「防災行政無線放送」のアイコンを設け、放送とほぼ同時に同内容をパソコン画面で提供するサービスを開始した。携帯電話サイト(iモード)でもアクセスできる。

同市は昨年12月、フリーダイヤルによる電話自動応答装置を設置し、防災行政無線の放送内容を電話で確認できるようにした。

その後、聴覚障害者らから、放送内容を確認する方法の相談が寄せられ、また、冬季に窓を閉め切ると放送の冒頭部分を聞き漏らしたり、よく聞き取れなかったりすることなども考慮し、放送とリアルタイムでHPで情報提供することにした。

トップページにある「防災行政無線放送」のアイコンをクリックすると、最新10回分の放送年月日と時間の一覧が表示され、見たい情報の部分をさらにクリックすると全文が現れる仕組み。

市企画調整課は「地震や大雨などの際に、自分の地域に何か情報(警報)などが出ていないかを確認する手段にも利用できる」としている。

◎防災ネットを開設 (2004. 10. 4 官庁速報より)

兵庫県南淡町 (1万9600人) は、地震などの災害が発生した際に、携帯電話で災害情報や被害状況の確認ができるホームページの運用を始めた。町長公室は「必要な情報を迅速に発信し、町民の被害軽減に努めたい」としている。

HPには災害発生時、緊急情報などとして、発令中の警報や津波避難勧告のほか、町の警戒態勢が随時、掲載される。また、避難情報発信フォームとして、避難所と町が連絡を取り合える仕組みも取り入れた。

地元ラジオ局が企画した情報ネットワークを利用しており、パケット通信のため混線の可能性が低いのもメリットだ。

事前にメールアドレスを登録しておけば、情報が更新されるたびにメールが届くシステム。利用者が町外にいても地元で発生した災害に対処できるという。

◎災害情報を市民に一斉送信 (2004. 8. 19 官庁速報より)

滋賀県彦根市 (10万8600人) は、災害時の情報を電子メールなどを通じて市民に一斉送信する緊急通報・安否確認システムを10月末まで試行する。試行で得たデータを基に、実用化を検討する。

住民は自宅の電話、携帯電話、ファクスの番号やメールアドレスなどを事前に登録。市は登録された通信媒体に、サーバーを通じて避難勧告、避難命令の通知や河川の水位状況・降水量などの情報を提供する。住民から安否確認や被害情報を返信してもらえるような双方向のやりとりも想定している。

システムに複数の情報媒体を登録することで、従来の広報車、FMラジオでの周知では不安のあった情報伝達の確実性や同報性の向上が期待できるという。

◎携帯メールで緊急情報配信 (2004. 6. 3 官庁速報より)

千葉県習志野市 (15万5000人) は15日から、防災、防犯、消防などの緊急情報を携帯電話のメールで市民に配信するサービスを開始する。日本文字放送の携帯電話による自治体情報提供サービス「テレモ自治体情報」のシステムを利用する。

配信するのは、▽防災行政無線で放送した防災情報▽火災など消防情報▽光化学スモッグ情報▽緊急性のある迷子・行方不明者情報▽市内の防犯対策情報—など。

メール配信した内容は、携帯電話用の同市ホームページにも掲載する。

サービスは、NTTドコモの「iモード」などインターネット対応の携帯電話やNTT東西のネット対応固定電話「Lモード」で利用できる。情報料は無料。

- ・災害時における民生・児童委員、障害者相談員等への災害時要援護者に関する情報(住所、氏名、障害程度、要介護度等)の提供について、関係者の理解を得て、その提供体制を具体的に確認しておく。(プライバシーの保護には十分留意すること。)
- ・災害の種類や被害の状況に応じた情報入手、伝達体制を整備しておく。
- ・街路に避難路・避難所を示す標識の設置を検討する。
- ・聴覚障害のある方や言語機能障害のある方からの緊急通報をファクシミリ110番・メール110番で受理するシステムが県警察本部で実施されていることを周知するとともに、消防に対しても同様のシステムの整備を働きかける。

〔市町村に関する事項〕

- ・災害時要援護者の個々の状態を踏まえ、的確に情報が伝達できる具体の手法を定めておく。(障害の程度による伝達機器の選定等)

- ・情報入手困難な災害時要援護者に対して重要な災害情報を伝達する際に、音声や文字による広報等とは別に、情報伝達担当者（近隣者等の地域支援者でも可）が災害時要援護者本人に伝える仕組みの確立に努める。
- ・避難勧告、避難指示のほか、災害時要援護者の避難行動を求める避難準備（要援護者避難）情報を発出する判断基準をあらかじめ定め、避難勧告等の意味合いについてホームページや各種の広報媒体により十分に周知しておくとともに、当該情報の発出時に災害時要援護者及び支援者が避難行動を開始するよう、平時から周知を図っておく。

【三類型の避難勧告等一覧】

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備（要援者避難）情報	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が高まった状況	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） これ以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や現在の切迫した状況 ・人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動

（鳥取県防災会議編「鳥取県地域防災計画風水害等対策編（平成17年度修正）」より）

- ・避難勧告等の周知を市町村がラジオ放送やテレビ放送（テロップ表示を含む）で要請するための協定や県が主催する放送機関等との検討会を通じた、災害時における連絡方法、避難勧告等の連絡内容等についての事前の申し合わせ等、放送機関等との連携の仕組みについても整備に努める。
- ・国土交通省では、流域住民の洪水被害等の予防、迅速な避難等を支援するため、市町村が実施する警戒避難に関する情報伝達提供ツールとして、ダム放流警報施設や電光掲示板等河川管理施設を開放する仕組みがルール化されたので、必要があれば河川管理者と協議しておく。

- ・避難支援体制の整備については、災害時要援護者が災害時などに支援を地域の中で受けられるようにするため、災害時要援護者に関する情報（要援護者・住居・情報伝達体制・必要な支援内容・支援者等）を平時から管理するとともに、一人一人の災害時要援護者に対して複数の支援者を定める等、「災害時要援護者の避難支援ガイドラン」（平成17年3月内閣府作成）等を参考に具体的な避難支援プランの早期作成に努める。（P.13「要援護者への災害情報伝達・避難誘導・安否確認の流れ」、P.34「災害時要援護者の避難支援モデルケース」参照）
- ・災害時要援護者支援班を設置し、防災関係部局、福祉関係部局等が横断的に連携した避難支援業務に取り組めるようにしておく。
- ・消防団、自主防災組織等、また、平時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者との連携を図り、既存のネットワークを活用できるようにしておく。
- ・個人情報保護やプライバシーに配慮しつつ、要援護者情報を防災関係部局、福祉関係部局等と共有するとともに、さらに避難支援者も平時から情報を共有できるようにしておく。

【災害時要援護者の状況把握方式例】

	取 組 例	課 題 等
同意方式	市町村（防災又は福祉部局）、消防団、自主防災組織、福祉関係者等が住民一人ひとりと接する機会をとらえて要援護者本人に直接働きかけ、必要な情報を把握し、避難支援プランを整備する方式。必要な支援内容等をきめ細かく把握できる。	効率よく迅速な情報収集が困難であり、対象者の特定の検討が必要。昔ながらの人のつながりにより対象者の把握が可能な地域では取り組むべき。福祉関係者等が福祉施策の一環と位置付け、保有情報をもとに要援護者と接することも有効。
手上げ方式	制度の創設を周知して、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者につき避難支援プランを整備する方式。必要な支援内容等をきめ細かく把握できる。	登録を希望しない者への対策が必要。共有情報による要援護者の特定をせずに取り組むと、要援護者となり得る者の全体像が把握できない。
情報共有方式	市町村が、個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて福祉部局と防災部局とで情報共有し、分析の上、要援護者を特定し、避難支援プランを整備する方式。	福祉部局が緊急時連絡先、要支援内容等を把握している場合は有効だが、適用する条例例外規定によっては情報共有できる者が限定。特定した要援護者が必要とする支援内容等をきめ細かく把握するため、最終的には本人からの確認・同意が必要。

(※1) 避難支援プランを整備するためには、市町村は本人の同意を得て収集した情報を防災・福祉部局等で共有することを基本としながら、早急な整備が不可能な場合や同意が得られない

場合の対策として、共有情報方式との併用も必要。

(鳥取県防災会議編「鳥取県地域防災計画風水害等対策編(平成17年度修正)」より)

(※2) 手上げ方式については、P.40「災害時要援護者支援制度実施要綱(例)」参照。

◎高齢者ら対象に災害時支援制度(2004.10.6 官庁速報より)

愛知県安城市(16万8600人)は、東海地震や東南海地震などの大規模災害に備え、自主避難が困難な高齢者や障害者を支援する「災害時要援護者支援制度」を9月からスタートさせた。支援を求める人が市に登録し、災害時は自主防災組織などのメンバーが優先的に安否の確認や避難誘導に当たる。

支援の対象は、寝たきりの高齢者や知的障害者、在宅の要介護認定者で要介護3～5の人たち。9月1日現在で3849人に上る。非常時の実効性を確保するため、登録には個人情報や地域住民に開示することへの同意が必要。開示内容は、住所や氏名、生年月日、電話番号、緊急時の親族の連絡先など。

現在、民生委員が戸別訪問するなどして台帳作成のための同意確認や申請の作業を行っている。来年1月をめどに自主防災会会長や民生委員らに台帳を配布する予定。障害援護課は「日常生活にも助け合いが必要で、見守り活動にも役立ててもらいたい」としている。

- ・市町村単位で、関係行政機関や消防局、社会福祉施設、障害関係団体、高齢者関係団体、医療機関等と災害時の対応方法について協議しておく。(在宅の重度障害のある方や要介護度の高い高齢の方等の意見が反映されるよう配慮する。)
- ・放置すると生命にかかわる疾病を有する在宅の難病患者(人工呼吸や酸素吸入等を必要とする難病患者)や内部障害のある方(人口透析を必要とする腎臓障害等)については、保健所や医療機関と連携して、当患者を支援する関係者と情報を共有し、当疾患に特定した「支援ネットワーク」の編成について検討する。
- ・地域の消防団や自主防災組織等が中心となって整備するミニ防災ネットワークや地域を所管する消防・警察等と連携し、市町村レベルでの防災ネットワークの構築を図る。
- ・災害時要援護者に係る防災関係施策を一元的に展開するため、消防・防災・福祉等の関連部署の連携を密にしておく。
- ・災害時に、災害時要援護者がスムーズに連絡がとれるような**緊急連絡先一覧表**(下記参照)を作成し、障害関係者等に配布しておく。

【「緊急連絡先一覧表」作り】

(作成例)

行政機関・警察・消防関係連絡先

機 関 名	担当者名	所 在 地	TEL・FAX・メールアドレス等

医療機関・社会福祉施設等連絡先

機 関 名	担当者名	所 在 地	TEL・FAX・メールアドレス等

障害関係団体・高齢者関係団体連絡先

機 関 名	担当者名	所 在 地	TEL・FAX・メールアドレス等

民生・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員等地域関係連絡先

機 関 名	担当者名	所 在 地	TEL・FAX・メールアドレス等

ボランティア関係連絡先

機 関 名	担当者名	所 在 地	TEL・FAX・メールアドレス等

その他個人緊急連絡先

機 関 名	担当者名	所 在 地	TEL・FAX・メールアドレス等

- ・市町村の災害時要援護者のための防災マニュアルにおいて、障害の特性や高齢者の要介護度ごと等に配慮する事項について特記し、災害時要援護者本人及び援助する者に正しい心構えを周知しておく。
- ・日頃から災害時要援護者の正確な人数の把握に努める。
- ・障害関係団体や高齢者関係団体と連携して団体に加入していない障害のある方や高齢の方を把握し、災害時の対応方針を決めておく。
- ・消防団や自主防災組織のリーダー、民生・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員を中心とした安否確認（災害時の巡回）の体制を整備する。
- ・一人暮らしの災害時要援護者については、市町村社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、「愛の輪協力員による見守り活動」「ひまわりシステム」等を活用した安否確認の方法を決めておく。
- ・市町村から自治会等に働きかけ、重度障害のある方や要介護度の高い高齢の方が家族又は隣近所などの協力を得て早急に避難できるような体制づくりを行う。
- ・防災訓練を行う際は、地域住民が互いに知り合い協力し合う関係がつけられるよう、

災害時要援護者、障害福祉施設・高齢者福祉施設、障害関係団体・高齢者関係団体をはじめ自治会や隣近所の人々の参加を呼びかけるとともに、参加しやすいような実施方法を検討する。

- ・迅速な情報伝達を行うため、一人暮らしの災害時要援護者に対する緊急通報装置の給付、緊急通報システムの整備を促進する。

(2) 避難所のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化への取組

〔市町村に関する事項〕

(※1)

- ・市町村においては、各避難所のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を積極的に行い、耐震調査・耐震補強についても計画的に行っていく。(耐震に関する建物の相談・指導は県の景観まちづくり課及び各県土整備局建築住宅課が行っている。)
- ・障害関係団体や高齢者関係団体等と協議しながら、障害の特性や要介護度に応じた対策を検討しておく。
- ・災害時要援護者が必要な支援を受けられるなど安心して過ごせるよう、身近な地域内の避難所等の中で福祉避難室として活用できる部屋を福祉避難所(※2)として位置付けることや、あらかじめ社会福祉施設と協定を締結することなどにより当該施設を避難所として活用することについて検討する。(特に視覚障害のある方の場合、日頃から通いなれている場所の方が良い。)
- ・避難所での情報伝達の際には、視覚障害のある方や聴覚障害のある方に配慮した方法で行えるようにしておく。また、知的障害のある方、精神障害のある方、自閉症等発達障害のある方等に対しては、必要に応じて絵(※3)、図、文字等で伝えるようにしておくとともに、情緒面で不安定にならないよう、情報伝達やその後の介護に係わる人の人選に配慮しておく。

(※1) ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、身体、国籍など、人々が持つ様々な特性や違いを越えて、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建物・施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方。

(※2) 福祉避難所については、旧厚生省通知で以下のように規定されている。

○災害救助法による救助の実施について【抜粋】(昭和40年5月11日社施第99号各都道府県知事宛厚生省社会局長通知 最終改正 平成13年7月25日社援発第1286号)

- ① 「福祉避難所」の対象者は、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、「避難所」での生活において特別な配慮を要する者であること。
- ② 「福祉避難所」における特別な配慮のために必要となる費用とは、概ね10人の対象者に1人の相談等に当たる介助員等を配置するための費用、高齢者、障害者等に配慮した簡易便器等の器物の費用及びその他日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の費

用とすること。

○大規模災害における応急救助の指針について【抜粋】（平成9年6月30日社援保第122号
各都道府県災害救助法主管部局長宛厚生省社会・援護局保護課長通知 最終改正 平
成14年3月20日社援保発第0320001号）

- ① 要援護者（社会福祉施設等に緊急入院する者を除く。）が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定しておくこと。
- ② 福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、物理的障壁の除去（バリアフリー化）された老人福祉センター等の施設とすること。

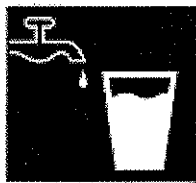
（※3）「コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則（JIST0103）」の規格が、平成17年4月20日に経済産業省により制定された。この規格は、文字や話し言葉によるコミュニケーションの困難な方が、自分の意思や要求を相手に的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号に関する日本工業規格（JIS）である。

絵記号は、次のホームページからダウンロードできる。

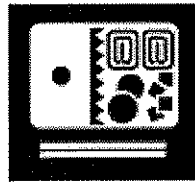
<http://kyoyohin.org/JIS.html>

【絵記号例】

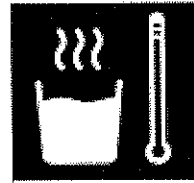
（水）



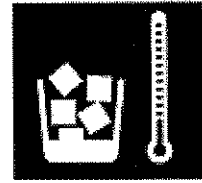
（弁当）



（熱い）



（冷たい）



（3）情報提供時の視覚障害のある方や聴覚障害のある方への配慮

〔共通事項〕

- ・聴覚障害のある方に対しては、ファクシミリや携帯電話の電子メールを活用した連絡や、近隣に住むボランティア等が訪問を行うことにより、迅速で確実な情報伝達体制の確立に努める。
- ・聴覚障害のある方への情報伝達手段の確保のため、手話通訳者や要約筆記者の養成及び確保に努める。
- ・視覚障害のある方と聴覚障害のある方に確実に情報を伝達するため、情報を提供する場合は、声かけ、放送、チラシ、掲示板等、音声と文字の両方で行う。

〔市町村に関する事項〕

- ・災害時要援護者及びその家族等に対して、事前に市町村が定めている避難所の確認を

するよう周知する。

(4) メンタルケア等の体制整備（各種相談、施設への短期入所）

〔共通事項〕

- ・ 民生・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員の氏名を障害関係者等に周知し、障害関係団体・高齢者関係団体と連携して民生・児童委員や障害者相談員による災害時の相談体制を整備する。
- ・ 各保健所、各児童相談所において実施している相談体制及び「障害者の相談ダイヤル」などの常設電話相談の活用について障害関係者等に周知する。
- ・ ショートステイ実施施設に指定されていない施設であっても、可能と認められれば、災害時等の非常時にショートステイ実施施設に指定できる体制を整備する。（病院への一時入院では、障害のある方・高齢の方の医療費負担など経済的不安があるため。）
- ・ 地震後、どの時点で建物の中に復帰したらよいかといった相談に対応できるようにしておく。（耐震に関する建物の相談・指導は県の景観まちづくり課及び各県土整備局建築住宅課が行っている。）

〔県に関する事項〕

- ・ 専門の医師、精神科医等への相談が必要な場合の相談体制について整備しておく。
- ・ 医療保護入院（病院管理者の権限による入院）等において緊急に転院が必要となる場合の書類手続き方法を各病院等に周知しておく。
- ・ 保健所に常備していない薬で必要性の高いものがあれば、病院、薬剤師会と協議して災害時の供給方法を確認し、関係者に周知しておく。

2 障害福祉施設・高齢者福祉施設・関係団体の役割

(1) 災害時の避難体制の整備

- ・ 施設内に防災組織を整え、災害時の連絡体制、職員の動員体制、避難誘導體制の整備に努めるとともに、他の社会施設との相互応援協定や地域の消防団や自主防災組織、ボランティア団体等との協力体制の整備・充実に努める。
- ・ 行政機関や医療機関、障害関係団体、高齢者関係団体、地域の自主防災組織、消防団、ボランティア団体、利用者の保護者等と災害時の連絡網を整備しておく。
- ・ 安否確認、緊急連絡等については、行政機関と連携して行う。
- ・ 市町村の求めに応じ、施設機能を考慮した上で、災害時の避難所として施設へ障害のある方や高齢の方などの要援護者を受け入れることについて、市町村と協定を結ぶことを検討する。
- ・ 障害のある方、高齢の方にサービスを提供している事業者においても、災害発生時においても速やかに支援を必要とする方に対するサービス提供を実施できるよう、あら

かじめ災害時の連絡体制、職員の動員体制の整備に努める。

(2) 防災訓練の実施

- ・定期的に防災訓練を実施して、利用者への連絡方法、避難経路、避難誘導方法等を確認しておく。
- ・防災訓練の実施に当たっては、地域の自主防災組織や消防団との連携、必要に応じて利用者の保護者等、関係者の参加を要請する。
- ・消防学校で行われている社会福祉施設職員を対象とした研修会等に積極的に参加し、災害時に備えておく。
- ・小規模作業所に対しては、県小規模作業所連絡会が中心となって、防災訓練等の実施を働きかける。
- ・災害時に援護が必要な方に対しては、必要に応じて、日頃から地震や台風等への対応方法について繰り返し具体的に話し、身を守るための行動についての説明だけではなく、実際に実行してみせることにより、体得できるようにしておく。

3 地域住民や住民自治組織の役割

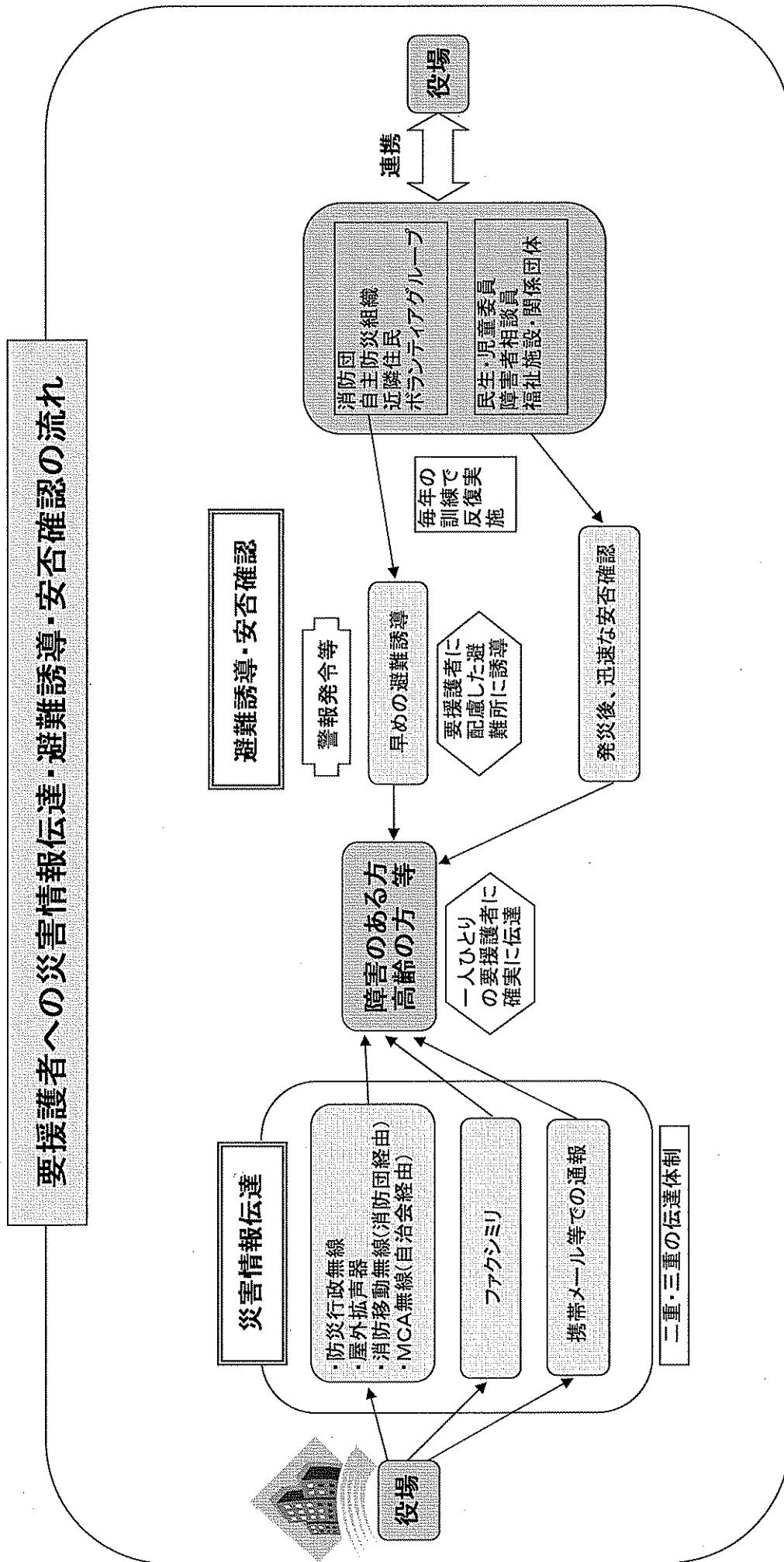
(1) 災害時要援護者の状況把握

- ・災害時要援護者の避難支援は自助・共助が基本であり、自主防災組織等自らが要援護者情報を取得・活用する取組みが重要であることから、災害時要援護者の安否確認や避難誘導に当たっては、市町村との密接な連携のもと、個人情報保護に留意しながら平素から事前に要援護者のリスト（要援護者・住居・情報伝達体制・必要な支援内容・支援者）を整備しファイル等で管理しておき、その要援護者情報に基づいて支援者が災害時に対応する仕組みづくりに努める。（P.13「要援護者への災害情報伝達・避難誘導・安否確認の流れ」参照）
- ・地域内にどのような災害時要援護者がいるのかを、日頃の交流等を通じてできる限り把握しておく。（プライバシーへの配慮に留意すること。）

(2) 民生・児童委員、障害者相談員、自治会等による支援体制の整備

- ・市町村における災害時要援護者の避難誘導體制には、消防団中心、自主防災組織中心、近隣住民中心など、いろいろな取組みがあるが、
 - i 市町村や地域によって消防団、自主防災組織、自治会等の存否、活動状況や共助に対する住民意識等が異なること
 - ii 平日・休日や昼間・夜間等かで災害時の支援者が異なること
 - iii 視覚障害者か聴覚障害者かで要援護者への情報伝達方法が異なること
 - iv 要援護者が在宅か在施設かで支援者や情報伝達方法が異なること

要援護者への災害情報伝達・避難誘導・安否確認の流れ



- v 市町村や地域によって災害の危険性や避難経路・場所、災害の種類や活用可能な情報伝達手段によっても異なること
- など、それぞれの市町村や地域に特性・多様性があることから、その実情に応じた実践的・実効性のある支援体制を整備し、活用のルール化に努める。
- ・災害時における障害のある方や高齢の方など自力避難が困難で避難行動に時間を要する災害時要援護者の安否確認や避難誘導については、住民に身近な消防団、自主防災組織等の地域の連携・協力等が必要であり、災害時に迅速・的確に対応するためには、平素からあらかじめ支援者（複数）、要援護者や支援者への情報伝達体制等を定め、それを地域内に周知するとともに、訓練等で確認しておくなど支援体制を整備しておく。
 - ・災害時要援護者のために、自主防災組織や消防団、隣近所の人、民生・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員が連携した協力体制を作っておく。
 - ・各地域の自主防災組織等が中心となって隣近所とのミニ防災ネットワークの整備を図る。
 - ・災害時要援護者とは日頃から交流を持ち、いざという時には遠慮なく援助を申し出てもらえるような関係を作っておく。
 - ・地域で行う防災訓練には、災害時要援護者の参加について積極的に働きかけ、互いに知り合っておく。
 - ・視覚障害のある方、聴覚障害のある方に対する情報の伝達方法を決めておく。（音声と文字の両方による情報提供を心がける。）

4 災害時に援護が必要な方及びその家族等が留意する事項

～ 災害に備えて心がけること ～

(1) 隣近所や障害者団体・高齢者団体との連携

(自己アピール、在宅支援のためのネットワークへの参加)

- ・日ごろから地域とのふれあいをもつように心掛ける。
- ・自主防災組織のリーダーや消防団、隣近所の人に避難する際の手助けを依頼しておく。
- ・家族が外出している時の災害発生に備え、家族以外の介助者を事前に依頼しておく。
- ・災害時に援護が必要な方をひとり残して外出する場合、隣近所に万一の際の協力を依頼しておく。
- ・緊急の際の情報を伝えてもらうよう隣近所の人や障害者団体・高齢者団体の人など特定の人に依頼しておく。
- ・夜間の睡眠中の情報伝達をどうするか家族や隣近所の人達と決めておく。
- ・各地域の様々な組織（ボランティアグループ等）・団体とは日頃から積極的に交流し、災害時の協力が得られやすい環境を作っておく。

- ・各市町村や地域が実施する防災訓練には積極的に参加し、避難所や相談する人を確認し、互いに知り合っておく。(このような場で、自主防災組織や近所の人とのコミュニケーションを密にしておく。)
- ・最寄りの民生・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員が誰であるかを把握しておく。
- ・家族や周囲の人達は、災害時に援護が必要な方に対して、必要に応じて、日頃から地震や台風等について繰り返し具体的に話し、身を守るための行動についての説明だけでなく、実際に実行してみせることにより、体得できるようにしておく。

(2) 緊急連絡事項や援助が必要な事項の整理

- ・「自分がどういう支援を必要としているか」ということを周囲の人に的確に伝え、理解してもらう。(緊急連絡カードを作成しておく。)

【「緊急連絡カード」作り】

- ・厚紙に貼ったりパスケースに入れて、携帯できるようにする。
- ・支援を必要とする時にいつでも渡せるように、何枚かコピーしておく。
- ・大きめにコピーしたものを厚紙等で補強して、何枚か掲示できるようにし、非常用持ち出し袋に入れておく。

(作成例)

<p>(表)</p> <p style="text-align: center;">緊急連絡カード</p> <p>※ 災害時に自分が望む対応、必要とする援助、相手に理解して欲しいことなどについて、日頃からまとめておく。</p>	<p>(裏)</p> <p>●非常時の場合の連絡先 (医療機関等)</p> <p>名 称： 所在地： 電 話： ファクシ： 担当医：</p>
<p>(中左)</p> <p>●本人について</p> <p>氏 名： 性別・生年月日： 住 所： 電 話： 血液型： 服薬中の薬：名称 量 飲み方</p>	<p>(中右)</p> <p>●非常の場合の連絡先 (2つくらい)</p> <p>氏 名： 住 所： 電 話： 氏 名： 住 所： 電 話：</p>

- ・笛やブザー、携帯電話等、自分が助けを求めたり、安全を確保するために必要なものを身につけるようにしておく。
- ・医療機関からの指示や緊急時の対処方法等を家族等によく説明し、理解しておいてもらう。

(3) 避難経路の確認

- ・地震や豪雨などの災害の種類に応じ、自宅から避難施設や広域避難所までの経路をチェックし、実際に歩いてみて、注意すべき場所や目印となるものを確認しておく。
- ・「春・夏・秋・冬」の季節ごと、「朝・昼・夜」時間帯別の災害発生を想定してその状況ごとに避難訓練を行い、反省点や問題点を洗い出し、今後の対策を立てる。

(4) 非常用持出品の準備

- ・緊急に避難しなければならない場合に備えて、非常用持出品を準備しておく。
- ・非常用持出品は、暗闇の中でもすぐに持ち出せるよう分かりやすい場所に置いておくとともに、ガラスの近くや下敷きになりやすい場所には置かないようにする。

(非常用持出品)

○貴重品

- ・現金、証書類、印鑑、預貯金通帳、免許証、健康保険証、障害者手帳など

○食料品（最低3日分）

- ・かんぱん、チョコレート、クラッカー、缶詰など火を通さなくても食べられる物
- ・ミネラルウォーター（1人1日3リットルが目安）
- ・粉ミルク（及びほ乳びん）、ミルク用水など

○医薬品

- ・服薬治療中の薬（3日分程度必要。かかりつけ医と相談の上、できるだけ薬がなくなる前にもらうようにしておく。）
- ・目薬、傷薬、胃腸薬、かぜ薬、ばんそうこう、包帯など

○衣類等

- ・下着、上着、タオル、紙おむつ、生理用品、簡易な雨がっぱなど

○携帯ラジオ（予備電池は多めに用意しておく。）

○照明用器具

- ・懐中電灯（予備電池も忘れずに）、ライターなど

災害時要援護者の特性に応じた非常用持出品は、「～災害時要援護者の特性に応じた心構え～」(P.19以下) 参照。

～ 災害の種類に応じた心構え ～

(1) 地震に備えて

・大きな地震になると、タンスが倒れて下敷きになるなど、家具の転倒で死亡したり、負傷する恐れがある。家具の配置を見直して家の中に安全なスペースをつくとともに、家具と天井のあいだにつっかえ（市販されているものを使うなど）をするなど、すべての家具をしっかり固定しておく。

ただし固定できない時は、次のような対応をしておく。

○壁にピッタリくっつける。

○すべり止めをつける。

○窓ガラスを背にして置かない。（家具との間に隙間が生じてしまうため）

○できるだけ板の間に置く。畳のときは、ベニヤ板等を敷く。

○重い物を下に置き、重心を下げる。

・ブロック塀や石垣、門柱などをチェックし、老朽化したものや問題がある場合は補強しておく。

・不安定な屋根瓦やテレビアンテナなどは補強する。

・ベランダの植木鉢などは落下しないように固定する。

・プロパンガスのボンベは鎖でしっかり固定する。

(2) 台風に備えて

・台風時には、風でさまざまな物が飛んでぶつかったり、倒れたりすることで事故が起こる恐れがある。台風が来る前に、家屋の点検・補強をしておく。

（ポイント）

○雨どい・雨戸

雨どいに落ち葉や土砂がつまっていないか、継ぎ目のはずれや腐れはないか。

雨戸にガタツキやゆるみはないか。

○屋根

瓦のひび割れ、はがれはないか。

トタンのめくれ、はがれはないか。

テレビアンテナはしっかり固定されているか。

○窓ガラス

ひび割れ、窓枠のがたつきはないか。

○外壁

壁に亀裂はないか。

板壁に腐れや浮きはないか。

○ブロック塀・板塀

ブロック塀にひび割れや破損箇所はないか。

板塀にぐらつきや腐れはないか。

○ベランダ

鉢植えや物干し竿など飛ばされそうなものは早めに室内へ。

○プロパンガスのボンベ

ボンベは鎖でしっかり固定されているか。

(3) 集中豪雨に備えて

- ・短時間のうちに狭い地域に集中して降る豪雨は、突発的に起こることが多く、予測は大変困難であり、河川の氾濫や土砂崩れ、がけ崩れなど、大きな被害が発生する恐れがある。家の周りの水はけ状況などの点検をしておくとともに、気象情報に十分注意する。

(ポイント)

○家の周り

側溝の詰まりはないか。

○雨どい・排水口

落ち葉や土砂などは詰まっていないか。

継ぎ目のはずれはないか。

○家財道具

浸水が心配される場合は、早めに2階などに移す。

(4) 土砂災害（がけ崩れ・地すべり・土石流）に備えて

- ・土砂災害の多くは、長雨や大雨、または地震などがきっかけとなって発生する。大雨が降ると地盤がゆるんでくるので、一般に1時間に20ミリ以上、または降り始めから100ミリ以上になったら十分に注意する。

(こんなときは要注意)

○がけ崩れ

がけからの水が濁る。

がけに亀裂が入る。

小石が落ちてくる。

がけから音がする。

○地すべり

地面にひび割れができる。

井戸や沢の水が濁る。

がけや斜面から水が噴き出す。

○土石流

山鳴りがする。

雨が降り続けているのに川の水位が下がる。

川が濁ったり、流木が流れる。

～ 災害時要援護者の特性に応じた心構え ～

⌘ 肢体不自由(平衡機能障害)のある方

- ・安全な居住空間を確認しておく。
- ・居住スペースは、できるだけ1階を選ぶ。(避難しやすいため)
- ・歩行補助具は、安全な一定の場所に置いておく。

- 用意しておく非常用持出品：紙おむつ、携帯用トイレ、ビニールシート(おむつ交換時や着替えに必要)、おぶいひも(避難時の移動のため)

<(電動)車いす使用者>

- ・車いすが通れる幅を常に確保しておく。
- ・車いすのタイヤの空気圧は定期的に点検する。
- ・電動車いすのバッテリーは、使用后必ず充電し、室温で保管しておく。
- ・補液タイプのバッテリーを搭載する電動車いすは、定期的に液量をチェックする。
- ・車いすに内蔵されていない充電器は、安全な場所に置いておく。

- 用意しておく非常用持出品：杖・おぶいひも(車いすが使用不能になった時のため)、車いすで使用可能なカップ等(雨天や寒冷時に備える)

⌘ 内部障害のある方

- ・日頃から服用している薬や特殊な治療食の備えについては、かかりつけの医療機関に相談しておく。
- ・家族に、医療機関からの指示や緊急時の連絡先(医療機関)、対処方法を説明しておく。

- 用意しておく非常用持出品：日頃から服用している薬(長期間、保存可能なもの)

<心臓機能障害(ペースメーカー装着者)>

- ・機器が故障した時の対応、緊急時の連絡方法等について、かかりつけの医療機関や機器メーカーに相談しておく。

<じん臓機能障害>

- ・災害時の食事の取り方について、主治医等に相談しておく。

[人工透析通院者]

- ・通院による人工透析ができなくなった時に備え、日頃から関係団体や医療機関と災害時の対策について話し合っておく。(かかりつけ以外の医療機関で人工透析を受ける場

合に備えて)

- ・自分の人工透析条件（ドライウェイトやダイアライザーのタイプなど）を緊急連絡カードに明記しておく。

〔自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による人工透析療法を行っている方〕

- ・人工透析液加温器のバッテリー、人工透析液パックの予備を常備しておく。

＜呼吸器機能障害＞

〔在宅酸素療法を行っている方〕

- ・主治医等に酸素の必要度（酸素を使用しなくても大丈夫な日数）などを確認しておく。
- ・濃縮酸素の濃縮器、液体酸素ボンベは、火気から離れた場所に保管する。
- ・酸素チューブの配管は、地震が起きた時に体にからまないように工夫して配管してもらう。

〔人工呼吸器を装着している方〕

- ・アンビューバック（移動用の人工呼吸のためのゴム製の袋）、バッテリー、手動式吸引機等を常備しておく。
- ・携帯用酸素ボトルを常備しておく。

〔ネブライザーを使用する方〕

- ・バッテリーの予備を常備しておく。

＜ぼうこう又は直腸機能障害＞

- ・ストマ用装具の商品名、メーカー、販売店の連絡先及び処理方法が分かるようにしておく。

- 用意しておく非常用持出品：ストマ用装具（最低10日分）、洗腸セット（水、ぬれティッシュペーパー、輪ゴム、ビニール袋、はさみ）

※ 目の不自由な方

- ・家の中において、物の配置を常に一定にし、整理整頓を心掛ける。
- ・眼鏡、白杖、点字器等は、いつも身近で安全な一定の場所に置く。
- ・スリッパ等履き物を各室に用意しておく。（ガラスなどが飛散して床が危険になるため）
- ・ラジオがすぐに利用できるようにしておき、予備の電池を備える。（※ラジオは、震度1以上であれば、放送を中断して情報を提供している。）

- 用意しておく非常用持出品：眼鏡、白杖（折りたたみ式）、点字器、音声時計や触知式時計

＜盲導犬使用者＞

- ・ドッグフードは、必ず1袋（箱）は多めに買い置きをしておく。

- ・フィラリア症予防薬は、冷暗所などに保管しておく。
- ・かかりつけ以外の動物病院や各盲導犬協会の連絡先を把握しておく。

⌘ 耳の不自由な方

- ・補聴器は常に手元に置き、専用電池の予備も用意しておく。
- ・ファクスを設置することが望ましい。(設置していない人は、ファックスのある家、店などを予め確認しておく。)
- ・筆談用ホワイトボードとそれに使うペンを備えておく。(雨天時に使用可能で、何度も繰り返し使用できるものがよい。)
- ・文字放送設備を有する方は、災害時には放送内容を確認する。(大規模な地震発生時には、文字放送の内容を地震情報に変更している。)

- 用意しておく非常用持出品：補聴器及び専用電池、筆談に必要なメモ用紙・筆記用具等、災害時に必要な会話カード(依頼事項、連絡事項を記入したもの)、笛

※福祉電話及びファックスについては、無償で貸与される制度がありますので、詳しくは各市町村障害福祉担当課へ相談してください。

⌘ 音声言語機能障害のある方

- ・筆談用ホワイトボードとそれに使うペンを備えておく。(雨天時に使用可能で、何度も繰り返し使用できるものがよい。)

- 用意しておく非常用持出品：栄養チューブセットなどの食事のための器具、バッテリーの予備(携帯用会話補助装置を使用している方)、筆談に必要なメモ用紙・筆記用具等

⌘ 知的障害のある方

- ・非常時に家族以外で相談できる人をあらかじめ決めておく。
- ・日頃、通っている学校・施設等に、災害時の避難先、連絡先等を伝えておく。
- ・身の回り品や食べ物に特別なこだわりがある方については、そのことを周囲の人たちに理解してもらっておく。
- ・手帳番号、保険証番号、身体状況(体質)等のほか、かかりつけの医療機関があれば、その名称と常時服用している薬の有無を緊急連絡カードに記載しておく。

- 用意しておく非常用持出品：日頃から服用している薬(保存可能な物)、処方箋

⌘ 精神障害のある方

- ・非常時に家族以外で相談できる人をあらかじめ決めておく。
- ・日頃、通っている病院や施設等に、災害時の避難先、連絡先等を伝えておく。
- ・かかりつけの病院名、常時服用している薬の有無、手帳番号（患者票番号）、保険証番号、対人関係で配慮が必要なこと等を**緊急連絡カード**に記載しておく。
- ・身の回り品や食べ物に、特別なこだわりがある方については、そのことを周囲の人たちに理解してもらっておく

●用意しておく非常用持出品：日頃から服用している薬（保存可能な物）、処方箋

⌘ 自閉症等発達障害のある方

- ・災害の状況を的確に判断することが困難な場合もあり、また、予定された以外の行動をとることが難しく、場合によってはパニックを起こすことがあるため、できるだけ慣れ親しんだ者が対応できるようにしておく。

⌘ 寝たきりや身体虚弱な高齢の方

- ・居住スペースはできるだけ避難しやすい1階を選び、寝るときは家具やガラス窓から離れるなど、安全な居住空間を確保する。
- ・入れ歯、老眼鏡、杖などは、就寝時など使用しない場合も常に手元に置いておく。
- ・避難に備えて、車いす、担架、毛布などを用意する。

●用意しておく非常用持出品：紙おむつ、携帯用トイレ、ビニールシート（おむつ交換時や着替えに必要）、おぶいひも

⌘ 認知症の高齢の方

- ・連絡先などが確認できる名札等を常に携帯するか、衣類などに縫いつけておく。
- ・災害時に支援が必要なことを書いた**緊急連絡カード**を携帯するようにする。

●用意しておく非常用持出品：日頃から服用している薬（保存可能な物）、処方箋

⌘ 乳幼児

- ・監督（補助）責任者を決めておく。監督（補助）責任者として1人だけを選定するのではなく、優先順位方式で、誰かが欠けても次の順位の者が繰り上がるようにする。

●用意しておく非常用持出品：紙おむつ、粉ミルク、ほ乳びん、ミルク用水

V 応急編

応急は、災害の直前、直後の活動であり、事前の準備に沿って行います。

1 行政機関の役割

(1) 災害時の連絡

(無線・通信機器、マスメディア、人的ネットワークの活用)

〔共通事項〕

- ・行政側からの連絡については、ファクシミリ、防災無線等多様な方法で行う。(視覚障害のある方、聴覚障害のある方にも分かるよう音声と文字の両方による情報提供が必要。)

〔市町村に関する事項〕

- ・避難勧告等の発令時期については、災害時要援護者に配慮した早期の避難情報発令ができるよう体制の整備に努める。
- ・避難することが必要となる恐れがある場合は、災害時要援護者の避難に要する時間を考慮し、早めのタイミングで災害時要援護者及び支援者に対して避難を呼びかける。
- ・消防団や地域の自主防災組織が中心となって整備するミニ防災ネットワークや地域を所管する消防局・警察等と連携する。
- ・安否確認(災害時の巡回)については、避難支援プランで定める避難支援者を中心として、消防団や自主防災組織のリーダー、民生・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員が協力して行う。
- ・一人暮らしの災害時要援護者については、市町村社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、「愛の輪協力員による見守り活動」「ひまわりシステム」等を活用して安否確認をする。
- ・防災無線では、災害の内容だけでなく安否情報、避難所情報、生活支援情報等住民が必要とする情報を流す。

(2) 情報提供時の視覚障害のある方や聴覚障害のある方への配慮

〔共通事項〕

- ・聴覚障害のある方に対しては、ファクシミリや携帯電話の電子メールを活用した連絡や、近隣に住むボランティア等の訪問を行うことにより、迅速で確実な情報伝達に努める。
- ・聴覚障害のある方への情報伝達手段の確保のため、手話通訳者や要約筆記者を派遣する。
- ・視覚障害のある方と聴覚障害のある方に確実に情報を伝達するため、情報を提供する場合は、声かけ、放送、チラシ、掲示板等、音声と文字の両方で行う。

〔市町村に関する事項〕

- ・避難所での情報伝達の際には、視覚障害のある方や聴覚障害のある方に配慮した方法で行う。また、知的障害のある方、精神障害のある方、自閉症者等発達障害のある方等に対しては、具体的にわかりやすく、ゆっくり説明し、必要に応じて絵、図、文字等で伝えるとともに、情緒面で不安定にならないよう、情報伝達やその後の介護に係わる人の人選に配慮する。

（3）メンタルケア等（各種相談、施設への短期入所）

〔共通事項〕

- ・障害関係団体、高齢者関係団体と連携して民生・児童委員、障害者相談員による災害時の相談を受け付ける。
- ・各保健所、各児童相談所における相談及び「障害者の相談ダイヤル」などの常設電話相談を受け付ける。
- ・ショートステイ実施施設に指定されていない施設であっても、可能と認められれば、非常時にショートステイ実施施設に指定する。（病院への一時入院では、障害のある方
・高齢の方の医療費負担など経済的不安があるため）
- ・地震後、どの時点で建物の中に復帰したらよいかといった相談に対応する。（耐震に関する建物の相談・指導は県の景観まちづくり課及び各県土整備局建築住宅課が行っている。）
- ・被災地への悪徳商法対策のため、県、市町村、警察等が連携して広報啓発を行う。

〔県に関する事項〕

- ・専門の医師、精神科医等への相談が必要な場合は対応する。
- ・医療保護入院（病院管理者の権限による入院）等において緊急に転院が必要となる場合は対応する。
- ・保健所に常備していない薬で必要性の高いものがあれば、病院、薬剤師会と協議して供給する。

（4）必要な医療の確保

〔共通事項〕

- ・難病患者については、疾患に応じた医薬品の確保、配布など必要な医療の確保を図る。
- ・人工透析患者については、安定的な透析医療の確保を図る。（透析患者は週に2～3回、1回4～5時間程度の人工透析療法が必要。）
- ・痰の吸引等の特別処置の必要な要援護者については、関係機関と行政機関が連携し、避難場所や移動手段等の確保を図る。

2 障害福祉施設・高齢者福祉施設・関係団体の役割

(1) 災害時の連絡・支援

- ・ 行政機関や医療機関、障害関係団体、高齢者関係団体、地域の自主防災組織や消防団、ボランティア団体、利用者の保護者、サービス事業者等に連絡する。
- ・ 安否確認、緊急連絡等については、行政機関と連携して行う。
- ・ 施設機能を考慮の上、災害時の避難所として施設への受け入れについて、市町村との連携を密にしながら、障害のある方や高齢の方などの要援護者を受け入れる。

3 地域住民や住民自治組織の役割

(1) 民生・児童委員、障害者相談員、自治会等による支援

- ・ 災害時要援護者は情報伝達や自力避難が困難で避難行動に時間を要することから、発災時は事前に定めた方法により、計画的・組織的な要援護者の安否確認や避難支援を実施する。(P.13「要援護者への災害情報伝達・避難誘導・安否確認の流れ」参照)
- ・ 災害時要援護者のために、自主防災組織や消防団、隣近所の人、民生・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員が連携協力する。
- ・ 各地域の消防団や自主防災組織が中心となった隣近所とのミニ防災ネットワークにより情報伝達する。
- ・ 視覚障害のある方、聴覚障害のある方に対する必要な情報を伝達する。(音声と文字の両方による情報提供を心がける。)

4 災害時に援護が必要な方及びその家族等が留意する事項

(1) 隣近所や障害者団体・高齢者団体等との連携

(自己アピール)

- ・ 自主防災組織のリーダーや消防団、隣近所の人に避難する際に手助けを求める。
- ・ 各地域の様々な組織(ボランティアグループ等)・団体に連絡し、協力を求める。
- ・ 最寄りの民生・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員に状況を連絡する。

(2) 緊急連絡事項や援助が必要な事項の伝達

- ・ 笛やブザー、携帯電話等により助けを求める。
- ・ 緊急連絡先一覧表【準備編(P.7)参照】の連絡先に連絡する。
- ・ 緊急連絡カード【準備編(P.15)参照】により「自分がどういう支援を必要としているか」ということを周囲の人に的確に伝え、理解してもらう。

(3) 避難

- ・ できる限り早期に避難する。

- ・自宅から避難施設や広域避難所まで経路に従い、非常用持出品【準備編（P.16及びP.19以降）参照】を携行し避難する。

～ 災害発生時の対応 ～

《共通事項》

❖ 地震が起きた場合

▶ 災害時に援護が必要な方の留意事項

- ・避難に備え、補装具など避難用品・非常用持出し袋を用意する。
- ・ひとり暮らしの人は、隣近所に声をかけ、避難の時の援助をお願いする。
- ・建物の倒壊により閉じこめられたりケガをして動くことができない場合は、外の人に聞こえるように大声を出す、笛を吹く、物をたたくなどして自分の居場所を知らせ、助けを求める。
- ・必要な時は、近くの人に医療機関などへの連絡を依頼する。
- ・沿岸部にいて、強い揺れを感じたとき、弱い揺れでも長時間続くときは、津波の恐れがあるので、直ちに避難するとともに、警報や注意報が解除されるまでは決して海岸には近づかない。

▶ 援助する方の留意事項

- ・隣近所の人や自主防災組織の人は、必要な情報の伝達について配慮する。

❖ 火災が起きた場合

▶ 災害時に援護が必要な方の留意事項

- ・音をたてたり、合図で知らせたりして火災の発生を知らせ、援助を求め、「119番通報」を依頼する。
- ・初期消火が困難なときは、煙に巻かれないよう低い姿勢で移動し、脱出したら周囲の人に火災を知らせる。
- ・ひとり暮らしの人は、隣近所に声をかけ、避難の時の援助をお願いする。

▶ 援助する方の留意事項

- ・周りの人に大声で知らせ、「119番通報」をしてもらう。
- ・初期消火が困難な時は、ガラス類の破片や落下物に注意しながら誘導し、建物から脱出させる。
- ・脱出時には姿勢を低くし、煙に巻かれないように注意する。

❖ 避難勧告等が出た場合

▶ 災害時に援護が必要な方の留意事項

- ・ひとり暮らしの人は、隣近所に声をかけ、避難時の援助をお願いする。
- ・テレビ、ラジオや防災無線等による情報の内容に注意する。
- ・室内の散乱物に備え、丈夫な履き物を用意する。
- ・できるだけ火を使わないようにし、電気のコンセントも抜いておくようにする。
- ・非常持出品を確認して緊急連絡カードを用意するとともに、障害のある方は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を携帯する。
- ・家にいる場合、近所の人には家にいることを伝えておき、情報や手助けを得られやすいようにしておく。
- ・土石流の場合は、流れ下るスピードが早いため、流れを背にして逃げたのでは危険なので、流れから直角に逃げる。

▶援助する方の留意事項

- ・一人暮らしの人へは、近所の人や自主防災組織の人が警戒宣言が出たことや詳しい情報を伝える。
- ・家族は、部屋の整理整頓をし、安全な空間を確保しておくようにして、転倒や落下しやすいものを部屋に置かないようにする。

《災害時要援護者別事項》

⌘ 肢体不自由(平衡機能障害)のある方

❖ 地震が起きた場合

▶障害のある方の留意事項

- ・家具類が転倒、落下する恐れのあるところから離れ、安全な場所で車いすのブレーキをかける。
- ・ブロック塀や門など倒壊する恐れのあるものから早く離れ、近くに人がいる時は、安全な場所へ誘導をお願いする。
- ・街が混乱して移動が危険な状況のときは、最寄りの防災機関などに保護を申し出る。

▶援助する方の留意事項

- ・肢体不自由のある方を見かけたら声をかけ、周りの状況を伝え、必要な場合は安全な場所へ誘導する。

❖ 避難勧告等が出た場合

▶援助する方の留意事項

- ・肢体不自由のある方を見かけたら声をかけ、周りの状況や交通情報などを伝え、必要な場合は安全な場所へ誘導する。

【車いすの介助方法】

- ・急発進・急停止、急な方向転換等を避け、乗っている人の気持ちを考え、車いすを押す。
- ・段差を越える時は、ステッピングバーを踏みながらハンドグリップを押し下げてキャストを上げ、後輪が段差に来たらハンドグリップを押し上げて静かに段上に乗せておし進める。
- ・キャストを上げるときは声をかけ、上げすぎないように注意する。
- ・段差では、3～4人で介助するのが安全である。車いすは、ブレーキをかけ、上がる時は前向きに、降りる時は後ろ向きにするのがよい。
- ・穏やかな坂は車いすを前向きにして下り、急な坂は後ろ向きにし軽くブレーキをかけながらゆっくり下りる。

【車いすが使用できない場合における移動方法】

〈1人のとき〉

- ・両手が使えるように、おぶいひも、帯などを使い、背負って移動する。
- ・シーツ・毛布などの端を結び、結んだ方を足側とし、頭側を引っ張って移動する。
- ・段差のあるところでは、ゆっくりと移動する。

〈2人以上のとき〉

- ・シーツや毛布、布団の端を持ち、持ち上げて移動する。
- ・近くにある物干し竿や毛布などで応急担架を作り、頭を後ろにして移動する。
- ・いすに腰掛けさせ、持ち上げて移動する。(いすから落ちてケガをすることのないように注意する。)

⌘ 内部障害のある方

❖ 地震が起きた場合

▶ 援助する方の留意事項

- ・本人の依頼があったら、緊急連絡先を聞いて、医療機関や家族への、緊急連絡の協力をする。
- ・家族は、かかりつけの医療機関の指示に基づいた災害後の対処ができるよう支援する。

❖ 避難勧告等が出た場合

▶ 障害のある方の留意事項

- ・できるだけ、早く医療機関に連絡し、以後の対処について指示を受けるようにする。

⌘ 目の不自由な方

❖ 地震が起きた場合

▶ 障害のある方の留意事項

- ・地震がおさまったら、ストーブなどの火の元を、家族や近所の人に確認してもらう。
- ・地震後の部屋は落下物やガラスの破片などが飛び散っていることがあるので、慌てず、動く場合は注意し、軍手や厚手の靴下・靴を身につけ手足を守る。家の中でも白杖などを使用し、安全を確認する。
- ・建物の倒壊や落下物により道路の歩行が困難な場合、盲導犬は、給付先の団体などに、一時預ける（盲導犬使用者）
- ・周りの人に声をかけて周りの状況を教えてもらい、安全な場所を教えてもらい、誘導をお願いする。

▶ 援助する方の留意事項

- ・目の不自由な人を見かけたら声をかけ、周囲の状況を伝え、必要な場合は安全な場所へ誘導する。

【目の不自由な方の誘導の仕方】

- ・白杖を持たない方の手で肩に手を置いてもらいながら、足元に注意しつつゆっくり歩くようにする。この時、白杖や腕をひっぱったり、後ろから押ししたりしないようにする。
- ・路上に障害物がある場合は、どうよけたらよいかを具体的に伝える。
- ・別れる際には、その場から先の状況についても説明しておく。
- ・段のある所では、段の手前で立ち止まって、段が上がるのか下がるのかを伝える。段が終わったら立ち止まり、段の終わりを伝える。（肩に置いた手が上下することでも段差が確認できる。）
- ・位置や方向を説明する時はその方向を向かせて、前後左右、この先何歩、何メートルなど具体的に伝える。
- ・盲導犬を連れている人に対しては、方向を説明し、直接盲導犬を引いたりさわったりしないようにする。

❖ 避難勧告等が出た場合

▶ 援助する方の留意事項

- ・目の不自由な人を見かけたら声をかけ、周りの状況や交通情報などを伝え、必要な場合は、安全な場所へ誘導する。

⌘ 耳の不自由な方

❖ 地震が起きた場合

▶ 障害のある方の留意事項

- ・周りの人に声、筆談等で自分のことを伝え、正しい情報を教えてもらう。

▶ 援助する方の留意事項

- ・電話の代理を依頼されたら進んで協力し、電話の相手の返事などは筆記して渡すようにする。

【注意事項】

- ・聴覚障害のある方は、背後の様子をとらえにくく、又はとらえることができないので、相手の視野に入るか、軽く触れて合図する。
- ・聴覚障害のある方への情報伝達方法：手話、筆記による筆談、手のひらに指先で字を書く、口の動き（顔をまっすぐに向け、口をなるべく大きく動かす。）

⌘ 音声言語機能障害のある方

❖ 地震が起きた場合

▶ 障害のある方の留意事項

- ・まわりの人に援助を依頼するときは、メモ書き（筆談）で依頼したり、ゆっくり伝えるようにする。

▶ 援助する方の留意事項

- ・援助を求められたら、相手の言葉を丁寧に聞き取り、必要な情報の提供や援助をする。
- ・聞き取りが困難なときは、相手に断ってから筆談したりメモをとるようにし、必要な情報の提供や援助をする。

⌘ 知的障害のある方

❖ 地震が起きた場合

▶ 援助する方の留意事項

- ・机の下などに入ることや、家具などから離れることを本人に伝え、危険を回避できるよう誘導する。
- ・状況を簡潔に説明し、本人を安心させる。
- ・必要な場合は、誰かが付き添えるようにする。（できるだけ特定の人が付き添うことが望ましい。）

- ・災害時の不安から大声が出る等本人に動揺が見られても、援助者は冷静に受容的な態度で対応する。

❖ 避難勧告等が出た場合

▶援助する方の留意事項

- ・強い不安、激しい興奮状態などがみられる場合は、家族等援助者が付き添えるようにし、必要な場合は、できる限り本人の了解を得て、医療機関等と連絡を取る。
- ・避難所での生活等、突然の環境の変化により、本人が精神的ストレスを感じていることを理解し、受容的な態度で対応する。
- ・常時服用している薬がある場合は飲み忘れのないように配慮する。

⌘ 精神障害のある方

❖ 地震が起きた場合

▶援助する方の留意事項

- ・机の下などに入ることや、家具などから離れることを本人に伝え、危険を回避できるよう誘導する。
- ・状況を簡潔に説明し、本人を安心させる。
- ・必要な場合は、誰かが付き添えるようにする。(できるだけ特定の人が付き添うことが望ましい。)
- ・妄想や幻覚の訴えがある場合でも強く否定したりせず、相槌をうつ程度にとどめる。
- ・災害時の不安からパニック状態が生じた場合は、速やかにかかりつけの医療機関又は保健所と相談する。

❖ 避難勧告等が出た場合

▶援助する方の留意事項

- ・強い不安、激しい興奮状態などがみられる場合は、家族等援助者が付き添えるようにし、必要な場合は、できる限り本人の了解を得て、医療機関等と連絡を取る。
- ・避難所での生活等、突然の環境の変化により、本人が精神的ストレスを感じていることを理解し、受容的な態度で対応する。
- ・常時服用している薬がある場合は、飲み忘れのないように配慮する。

⌘ 自閉症等発達障害のある方

地震が起きた場合

援助する方の留意事項

- ・できるだけ慣れ親しんだ者が、これからどこへ行くのか、何をするのかを理解できるように本人に伝え、パニックにつながらないようにしながら誘導する。

避難勧告等が出た場合

援助する方の留意事項

- ・地震が起きた場合と同様。

⌘ 寝たきりや身体虚弱な高齢の方

❖ 地震が起きた場合

援助する方の留意事項

- ・毛布でくるんだり、防災ずきんで頭を覆う等安全確保を図り、おぶいひもでおぶったり、複数で抱えたり、車いすや担架を使うなど、状態に応じた適切な方法で安全な場所へ避難させる。
- ・日ごろから服用している薬があれば携帯する。

避難勧告等が出た場合

援助する方の留意事項

- ・地震が起きた場合と同様。

⌘ 認知症の高齢の方

❖ 地震が起きた場合

援助する方の留意事項

- ・転倒しやすい家具などから離れたり、頭を守るよう支援する。
- ・努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ落ち着かせるようにする。
- ・必要な場合は、誰かが付き添えるようにする。(できるだけ特定の人が付き添うことが望ましい。)
- ・災害時の不安から大声が出る等本人に動揺が見られても、援助者は冷静に受容的な態度で対応する。

避難勧告等が出た場合

援助する方の留意事項

- ・ 激しい興奮状態が続くときは家族等が付き添い、他の人から離れたところで様子を見るようにする。

⌘ 乳幼児

地震が起きた場合・避難勧告等が出た場合

- ・ 保護者とともに避難する。

災害時要援護者の避難支援モデルケース

発災種別:風水害

モデル事例	避難誘導の支援者	支援者への伝達方法	要援護者の類型	要援護者の所在	要援護者への伝達方法	発災日時	要援護者情報の取得・共有体制		備考
							当面	今後	
自治会モデル	自治会	防災行政無線/ 戸別受信機	独居高齢者	在宅	防災行政無線/戸別受信機 ファクシミリ及び自治会	常時	自治会が独自にリストを作成し、自治会内に限定して情報共有	災害担当課等において情報共有できるよう検討	要援護者の類型に応じた伝達手段の確保
			要介護認定者 障害者(精神障害、知的障害、視覚障害、知的障害)						
			障害者(聴覚障害)						
自主防災組織モデル	自主防災組織	防災行政無線/ 戸別受信機	独居高齢者	在宅	防災行政無線/戸別受信機 自主防災組織	常時	福祉部局の名簿を審議会の意見を聴く等した上で目的外利用し、自主防災組織に提供	必要な人に災害時要援護者登録を行ってもらい、自主防災組織及び災害担当課でも情報共有	
			要介護認定者 障害者(精神障害、知的障害、視覚障害、知的障害)						
			障害者(聴覚障害)						
消防団モデル	消防団	防災行政無線/ 戸別受信機	独居高齢者	在宅	防災行政無線/戸別受信機 消防団	常時	福祉部局の名簿を審議会の意見を聴く等した上で目的外利用し、消防団に提供	必要な人に災害時要援護者登録を行ってもらい、消防団及び災害担当課が共有	平日の昼間における消防団員参加が課題
			要介護認定者 障害者(精神障害、知的障害、視覚障害、知的障害)						
			障害者(聴覚障害)						
施設職員モデル	施設職員	防災行政無線/ 戸別受信機	入院患者	医療施設 保育所 施設 施設	施設職員	常時	施設の入居者台帳により、施設職員のみ情報共有する	災害担当課等において情報共有できるよう検討	
			幼児						
			要介護認定者 障害者(身体・精神・視覚・知的)						

障害の特性に応じた災害時非常用品 (障害特有のものに限る) リスト

障害特性	非常用品名	備の価	緊急性	種 別	対応窓口	紹介先 (取引先)
肢体不自由 (平衝機能障害)	紙おむつ	可	○	一般	各市町村備蓄品	浜本商会 (米子市車尾884-1 電話0859-34-0476 FAX0859-22-0016) アイリシク (鳥根県出雲市大津町714-10 電話・FAX0853-22-8560) 鳥取義肢製作所 (鳥取市南栄町34-9 717-1101 FAX0857-53-4480) 中川義肢製作所 (鳥取市緑ヶ丘2-98 電話・FAX0857-22-8682) 米子義肢製作所 (米子市河崎3129-3 電話0859-29-8823 FAX0859-29-8824) 別紙「主要な医薬品・医療機器関係機関」参照
	携帯用トイレ 車いす関係(カッパ等)	可		一般 補装具	各市町村備蓄品 障害福祉課 (身更相)	
心臓機能障害	義肢、杖	—		補装具	医療機関 保健所 (医務薬事課)	別紙「主要な医薬品・医療機器関係機関」参照
	手動式取引機	可	◎	医療用具	医療機関 (医務薬事課)	
じん臓機能障害 CAPD用	高カロリー総合栄養食品	1年可	○	医薬品	医療機関 (医務薬事課)	別紙「主要な医薬品・医療機器関係機関」参照
	栄養チューブセット	可	○	医薬品	医療機関(本人) (医務薬事課)	
呼吸器機能障害 在宅酸素療法用	ニトロ舌下錠など(常備品)	可	○	医薬品	医療機関 (医務薬事課)	各災害拠点病院、重点医療機関で対応 ※種類が多様であり、病院でのみ対応可能
	※狭心症、心不全関連薬	可		医療用具	医療機関 (医務薬事課)	
人工呼吸器用	人口透析加温器のバッグ(※)	可		医療用具	医療機関 (医務薬事課)	別紙「主要な医薬品・医療機器関係機関」参照 ※濃縮液はバッグリナーが必要となるためボンベで十分 別紙「主要な医薬品・医療機器関係機関」参照
	濃縮薬の濃縮器 又は、液体酸素ボンベ(在宅用)	可		医療用具	医療機関 (医務薬事課)	
ネブライザー用	アンピペリ	可	◎(注)	医療用具	医療機関 保健所 (医務薬事課)	(注) 各家庭での常備が必須である。
	手動式取引機	可		医療用具	医療機関 保健所 (医務薬事課)	
ぼうこう又は直腸機能障害	携帯用酸素ボンベ	1年可	○	医薬品 (補装具)	障害福祉課 (医務薬事課)	別紙「主要な医薬品・医療機器関係機関」参照
	ネブライザー用バッグ	可	○	医療用具	医療機関 (医務薬事課)	
小腸機能障害	カテーテル(膀胱、直腸用)	可	○	医薬品 (補装具)	障害福祉課 (医務薬事課)	別紙「主要な医薬品・医療機器関係機関」参照
	高カロリー総合栄養食品 (アイリカル等)	1年可	○	医薬品	医療機関 (医務薬事課)	
視覚障害	栄養チューブセット	可	○	医薬品	障害福祉課 (身更相)	鳥取義肢製作所 (鳥取市南栄町34-9 717-1101 FAX0857-53-4480) 中川義肢製作所 (鳥取市緑ヶ丘2-98 電話・FAX0857-22-8682) 米子義肢製作所 (米子市河崎3129-3 電話0859-29-8823 FAX0859-29-8824) ※盲動犬により種類が異なる。 日本ライオハリス行動訓練所 (大阪府南河内郡千早赤阪村東阪1202-11 電話0721-72-0914 FAX0721-72-0916) エパルスペースプロテック (愛媛県松山市1-1-1 電話0858-52-6151 FAX0858-52-6155) メカネのタナカ鳥取支店(鳥取市東品治111-1 電話0857-27-6544 FAX0857-37-2325) トーション鳥取補聴器センター (鳥取市豊安2-1159 717-1101 FAX0857-29-8238)
	盲導犬用トングフード	継続		一般	障害福祉課 (視障協)	
聴覚・平衡機能障害	フィラリア症予防薬(錠剤)	可		医薬品	動物病院 (障害福祉課)	別紙「主要な医薬品・医療機器関係機関」参照
	眼鏡関係	可		補装具	障害福祉課 (身更相)	
音声言語機能障害 そしゃく機能障害	補聴器関係(専用電池等)	可		補装具	障害福祉課 (身更相)	別紙「主要な医薬品・医療機器関係機関」参照
	栄養チューブセット	可	○	医薬品	医療機関 (医務薬事課)	
知的障害 精神障害	携帯用会話補助装置用バッテリー	可		医療用具	障害福祉課 (身更相)	別紙「主要な医薬品・医療機器関係機関」参照
	常時服用している薬	可		医療用具	障害福祉課 (身更相)	

災害時の対応について、各自でかかりつけの医療機関や保健所等に相談しておく。

(別紙)

主要な医薬品・医療機器関係機関

区分	名称	所在地	電話番号	FAX番号
医薬品 (卸)	(株)エバルス鳥取支店	鳥取市布勢103-2	0857-31-1300	0857-38-9055
	(株)サンキ鳥取営業所	鳥取市岩吉東富池田149-1	0857-31-4121	0857-31-4131
	(株)オムエル鳥取営業所	鳥取市商業町203-20	0857-23-2241	0857-23-2326
	成和産業(株)鳥取営業所	鳥取市千代水1-1-6	0857-23-3691	0857-26-5873
	常磐薬品(株)鳥取営業所	鳥取市徳吉268-1	0857-29-7588	0857-29-7581
	(株)エバルス倉吉支店	倉吉市八屋大通158	0858-26-0411	0858-48-1055
	(株)サンキ倉吉営業所	倉吉市広栄町広栄963-9	0858-22-6151	0858-22-6153
	(株)オムエル倉吉営業所	倉吉市米田町841-1	0858-22-7350	0858-22-8687
	成和産業(株)倉吉営業所	倉吉市駄経寺正尺227-6	0858-22-4445	0858-22-4449
	(株)エバルス米子支店	米子市流通町158-15	0859-39-3991	0859-39-3925
	(株)サンキ米子営業所	米子市旗ヶ崎2320	0859-24-1881	0859-24-1276
	(株)オムエル米子支店	米子市両三柳2900-7	0859-32-2211	0859-34-4597
	成和産業(株)米子営業所	米子市上福原1315-5	0859-33-6420	0859-32-3350
	常磐薬品(株)米子営業所	米子市両三柳2371-8	0859-34-6651	0859-34-6652
	医療機器 (卸) (修理)	(株)マイテック	鳥取市秋里1356	0857-26-6771
(有)ウィードメディカル		鳥取市商業町115-1	0857-25-4666	0857-25-4668
小西医療器(株)鳥取営業所		鳥取市千代水4-53	0857-28-7107	0857-28-7109
鳥取医療器(株)		鳥取市西品治815-8	0857-23-1741	0857-27-7082
(株)ジェイ・エム・エス鳥取営業所		鳥取市大覚寺107-48	0857-23-4068	0857-27-5068
フクダ電子岡山販売(株)鳥取出張所		鳥取市千代水1-133	0857-29-5314	0857-29-5324
(株)マイテック米子営業所		米子市大谷町76-16	0859-38-1755	0859-38-1733
小西医療器(株)米子営業所		米子市旗ヶ崎2219	0859-33-4671	0859-33-4744
新鋭工業(株)山陰支店		米子市皆生温泉2-20-27	0859-34-5675	0859-34-5708
新光医療器(株)		米子市西町149	0859-33-6231	0859-33-7930
日本光電中四国(株)東中国支社米子営業所		米子市上福原4-2-17	0859-33-3541	0859-22-3500
フクダ電子岡山販売(株)米子営業所		米子市目久美町90-11	0859-38-1313	0859-38-1223
医療用ガス・ 医療用酸素 ボンベ		山陰酸素工業(株)鳥取支店	鳥取市叶108-1	0857-53-2021
	(株)相互物産	鳥取市千代水4-99	0857-28-7200	0857-28-7951
	フクダライフテック中国(株)鳥取出張所	鳥取市千代水1-133	0857-29-5563	0857-29-5324
	日ノ丸産業(株)鳥取支店	鳥取市五反田町1	0857-28-3131	0857-28-0824
	伊藤忠エネクスホームライフ中国(株)山陰支店	倉吉市上井町1-60-2	0858-26-2421	0858-26-2431
	日ノ丸産業(株)倉吉支店	倉吉市不入岡39-1	0858-22-5236	0858-22-4090
	山陰酸素工業(株)倉吉支店	倉吉市清谷2-130	0858-26-3521	0858-26-5173
	山陰酸素工業(株)米子支店	米子市旗ヶ崎2202	0859-22-9221	0859-22-5797
	日ノ丸産業(株)米子支店	米子市米原2-4-15	0859-22-6117	0859-34-1222
	水島アセチレン工業(株)米子営業所	米子市大徳津町3029-3	0859-25-1661	0859-25-1613
	岩谷瓦斯(株)米子工場	米子市夜見町3079	0859-29-0838	0859-29-3092
	フクダライフテック中国(株)米子営業所	米子市目久美町90-11	0859-38-3511	0859-38-3512
	医薬品卸業 協会	鳥取県医薬品卸業協会	米子市流通町158-15 (株)エバルス内(H17.5現在)	0859-39-3991
医療機器卸 業組合	山陰医科器械組合	鳥取市千代水4-53 小西医療器(株)鳥取営業所内	0857-28-7107	0857-28-7109

災害拠点病院及び重点医療機関

1 災害拠点病院

(1) 役割

阪神淡路大震災を契機とした災害対策の一環として、被災地の医療確保、被災地への医療支援等を目的として災害拠点病院が指定された。

○ 地域医療センター(東・中・西部の二次医療圏ごとに1カ所)

- ①多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の火災時に多発する重症患者の救命医療
- ②患者等の受入及び搬出を行う広域搬送への対応
- ③自己完結型の医療救護チームの派遣
- ④地域の医療機関への応急資器材の貸し出し

○ 基幹災害医療センター(各都道府県に1カ所)

上記①から④の機能に加えて、災害医療要員の訓練・研修

(2) 連絡先

病院名	所在地	電話番号	FAX番号
※鳥取県立中央病院	鳥取市江津730	0857-26-2271	0857-29-3227
※鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町117	0857-24-8111	0857-22-7903
※鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町150	0858-22-8181	0858-22-1350
※鳥取大学医学部附属病院	米子市西町36-1	0859-33-1111	0859-34-8221

注) 基幹医療センターは鳥取県立中央病院、その他は地域医療センター。また、※は透析施設を有する病院

2 重点医療機関

重点医療機関とは、ICU等を有する医療機関、救急告示医療機関、救急輪番制参加医療機関

病院名	所在地	電話番号	FAX番号
東部福祉保健局管内			
※鳥取市立病院	鳥取市的場1-1	0857-37-1522	0857-37-1553
鹿野温泉病院	鳥取市鹿野町今市242	0857-84-2311	0857-84-3287
※鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町252	0857-24-7251	0857-26-1393
※岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富652	0857-73-1421	0857-73-0028
※国民健康保険智頭病院	八頭郡智頭町大字智頭1875	0858-75-3211	0858-75-3211
中部総合事務所福祉保健局管内			
清水病院	倉吉市宮川町129	0858-22-6161	0858-22-3030
医療法人里仁会北岡病院	倉吉市明治町1031-5	0858-22-3176	0858-22-7299
※医療法人十字会野島病院	倉吉市瀬崎町2714-1	0858-22-6231	0858-22-6843
医療法人清和会垣田病院	倉吉市上井302-1	0858-26-5211	0858-26-6724
医療法人専仁会信生病院	倉吉市清谷町1-286	0858-26-7773	0858-26-7753
医療法人仁厚会藤井政雄記念病院	倉吉市山根43-1	0858-26-2111	0858-26-2112
西部総合事務所福祉保健局管内			
※米子医療センター	米子市車尾1293-1	0859-33-7111	0859-34-1580
南部町国民健康保険西伯病院	西伯郡南部町大字倭397	0859-66-2211	0859-66-4012
※山陰労災病院	米子市皆生新田1-8-1	0859-33-8181	0859-22-9651
※博愛病院	米子市両三柳1880	0859-29-1100	0859-29-6322
高島病院	米子市西町6	0859-32-7711	0859-23-3863
新田外科胃腸科病院	米子市中島392-7	0859-33-1100	0859-33-1159
※鳥取県済生会境港総合病院	境港市米川町44	0859-42-3161	0859-42-3165
医療法人元町病院	境港市元町1894	0859-44-0101	0859-44-5623
キマチ・リハビリテーション医院	西伯郡大山町富長堀ノ内755-5	0859-54-3251	0859-54-2977
※米子中海病院	米子市彦名町神社前1250	0859-24-1501	0859-24-1502
米子ハートクリニック	米子市彦名町1480-3	0859-30-0609	0859-30-0612
日野総合事務所福祉保健局管内			
※日野病院	日野郡日野町野田332	0859-72-2702	0859-72-0089
日南町国民健康保険日南病院	日野郡日南町生山511-7	0859-82-1235	0859-82-1341

注) ※は透析施設を有する病院

* 関係行政機関名簿

機 関 名	住 所	郵便番号	電話番号	ファクシミリ番号	
鳥取県庁福祉保健課(総務係)	鳥取市東町 1-220	680-8570	0857-26-7139	0857-26-8116	
		【夜間・休日の災害時緊急連絡先】 防災危機管理課 (電)0857-26-7064 (FAX)0857-26-8137			
障害福祉課					
計画・認定係				0857-26-7856	0857-26-8136
施設福祉係				0857-26-7889	〃
精神保健福祉係				0857-26-7862	〃
療育発達担当				0857-26-7151	〃
地域生活支援室				0857-26-7867	〃
長寿社会課					
高齢者自立支援係				0857-26-7177	0857-26-8127
高齢者施設福祉係				0857-26-7178	〃
子ども家庭課					
次世代育成係				0857-26-7148	0857-26-7863
医務薬事課					
医療行政担当			0857-26-7189	0857-21-3048	
薬事係			0857-26-7203	〃	
健康対策課					
疾病・感染症対策担当			0857-26-7153	0857-26-8143	
防災危機管理課(総務企画担当)			0857-26-7584	0857-26-8137	
消防課(消防担当)			0857-26-7063	0857-26-8139	
建築課(建築指導係)			0857-26-7697	0857-26-8114	
東部福祉保健局	鳥取市江津 730	680-0901	0857-22-5647	0857-22-5670	
東部福祉事務所(障害者支援係)	鳥取市江津 730	680-0901	0857-22-5647	0857-22-5670	
〃 (母子高齢者係)	鳥取市江津 730	680-0901	0857-22-5625	0857-22-5670	
東部身体障害者更生相談所	鳥取市江津 730	680-0901	0857-22-5647	0857-22-5670	
東部知的障害者更生相談所	鳥取市江津 730	680-0901	0857-22-5647	0857-22-5670	
鳥取保健所(感染症・疾病対策担当)	鳥取市江津 730	680-0901	0857-22-5694	0857-21-3109	
中部総合事務所福祉保健局	倉吉市東巖城町 2	682-0802	0858-23-3124	0858-22-3594	
中部福祉事務所(障害福祉係)	倉吉市東巖城町 2	682-0802	0858-23-3124	0858-22-3594	
〃 (母子高齢者係)	倉吉市東巖城町 2	682-0802	0858-23-3141	0858-22-3594	
中部身体障害者更生相談所	倉吉市東巖城町 2	682-0802	0858-23-3124	0858-22-3594	
中部知的障害者更生相談所	倉吉市東巖城町 2	682-0802	0858-23-3124	0858-22-3594	
倉吉保健所(感染症・疾病対策係)	倉吉市東巖城町 2	682-0802	0858-23-3145	0858-23-4803	

機 関 名	住 所	郵便番号	電話番号	ファクス番号
西部総合事務所福祉保健局	米子市東福原 1-1-45	682-0802	0859-31-9309	0859-34-1392
西部福祉事務所(障害者支援係)	米子市東福原 1-1-45	682-0802	0859-31-9309	0859-34-1392
〃 (母子高齢者係)	米子市東福原 1-1-45	682-0802	0859-31-9308	0859-34-1392
西部身体障害者更生相談所	米子市東福原 1-1-45	682-0802	0859-31-9309	0859-34-1392
西部知的障害者更生相談所	米子市東福原 1-1-45	682-0802	0859-31-9309	0859-34-1392
米子保健所(感染症・疾病対策担当)	米子市東福原 1-1-45	682-0802	0859-31-9317	0859-34-1392
日野総合事務所福祉保健局	日野郡日野町根雨 140-1	689-4503	0859-72-2034	0859-72-1099
日野福祉事務所(福祉係)	日野郡日野町根雨 140-1	689-4503	0859-72-2034	0859-72-1099
日野保健所(指導係)	日野郡日野町根雨 140-1	689-4503	0859-72-2036	0859-72-1099
福祉相談センター 中央児童相談所	鳥取市江津 318-1	680-0901	0857-23-1031	0857-21-3025
倉吉児童相談所	倉吉市宮川町 2-36	682-0881	0858-23-1141	0858-23-6367
米子児童相談所	米子市博労町 4-50	683-0052	0859-33-1471	0859-23-0621
精神保健福祉センター	鳥取市江津 318-1	680-0901	0857-21-3031	0857-21-3034
東部消防局	鳥取市吉成 640-1	680-0864	0857-23-2301	0857-26-9406
中部消防局	倉吉市八屋 307-4	682-0025	0858-26-2121	0858-26-7186
西部消防局(総務課)	米子市両三柳 5452	683-0853	0859-35-1951	0859-35-1961

(参考)

〇〇市(町村)災害時要援護者支援制度実施要綱(例)

(目的)

第1条 この要綱は、障害のある方、ひとり暮らしの高齢の方などが、災害時等における支援を地域の中で受けられるようにするための制度を整備することにより、これらの方々が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

(要援護者)

第2条 この要綱において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時等における地域での支援(以下「支援」という。)を希望する者であって、支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意したものをいう。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (2) ひとり暮らし高齢者であって、市(町村)に登録されているもの
- (3) 寝たきり高齢者
- (4) 認知症高齢者
- (5) 前各号に掲げる者に準ずる状態にある難病患者その他のもの

(要援護者の登録)

第3条 市(町村)長は、次条の規定により、要援護者の登録を行うものとする。

(登録の手続)

第4条 要援護者は、災害時要援護者登録申請書兼登録台帳(別記様式)に、その地域の自主防災組織の名称及び民生・児童委員の氏名並びに支援を受けるために必要な個人情報を記載して、市(町村)長に提出するものとする。この場合において、要援護者は、近隣者等の地域支援者(以下「地域支援者」という。)の記載に当たっては、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。

- 2 市(町村)長は、実情に応じて、前項に規定する申請を容易にするため、民生・児童委員や各福祉団体の協力を得て、要援護者の把握及び登録のために必要な調査を行うものとする。
- 3 要援護者は、前項の調査の際、第1項の申請の手続をとることができる。
- 4 市(町村)長は、要援護者を登録するに当たっては、要援護者が近隣者等地域支援者の同意を得ているかどうか等の確認を行うものとする。
- 5 前項の確認を終えた要援護者に係る災害時要援護者登録申請書兼登録台帳は、これを登録台帳とする。

(登録台帳の保管)

第5条 登録台帳の原本は市(町村)長が保管し、副本は要援護者のほか、当該要援護者の登録台帳に記載された自主防災組織、民生・児童委員、所属福祉団体及び地域支援者(以下「自主防災組織等」という。)がそれぞれ保管する。

(自主防災組織等による支援)

第6条 自主防災組織等は、要援護者に対し、登録台帳を活用して次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 災害時における避難誘導、救出活動、安否確認等

(2) 前号の活動を容易にするために日常生活において行う声掛け、相談等

(自主防災組織等の義務)

第7条 自主防災組織等は、前条各号に掲げる支援以外の目的で登録台帳を活用してはならない。

2 自主防災組織等は、登録台帳に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。支援をする役割を離れた後も同様とする。

3 自主防災組織等は、登録台帳を紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないよう適切に管理しなければならない。

4 自主防災組織等は、登録台帳を紛失したときは、速やかに、市(町村)長に報告しなければならない。

(登録事項の変更)

第8条 要援護者又は地域支援者は、登録台帳に記載された事項に変更が生じたときは、直接に又は民生・児童委員を通じて市(町村)長に報告するものとする。

2 市(町村)長は、登録台帳に記載された事項に変更が生じたことを直接に又は前項の報告により知ったときは、登録台帳の原本にその旨を記載するとともに、要援護者及び自主防災組織等に連絡するものとする。

(制度の周知)

第9条 市(町村)長は、広報紙等を通じて、この要綱に定める制度の周知を図るものとする。

2 自主防災組織等及び各福祉団体は、前項の周知に協力するよう努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

災害時要援護者登録申請書兼登録台帳

同意欄

〇〇市（町村）長 様
 私は、災害発生時などに地域の支援を受けたいため、下記の内容を台帳に登録するとともに、その台帳を自主防災組織、所属福祉団体並びに民生・児童委員、地域支援者の方々に提供することに同意します。
 年 月 日

本人住所 _____ 代理人住所 _____
 氏名 _____ 氏名 _____

記入欄

自主防災組織名		民生・児童委員氏名		電話
所属福祉団体名				
災害時住所				
フリガナ氏名		家族構成（本人含む）		人
緊急時の連絡先				
氏名	続柄（ ）	電話	（自宅・勤務先）	
氏名	続柄（ ）	電話	（自宅・勤務先）	
特記事項	(必要な保健・福祉・医療サービス、使用している介護機器(車いす、補聴器等)・医療機器(人工呼吸器、酸素濃縮器、吸引器)など)			
※（地域支援者了解のうえできるだけ記入してください。）				
地域支援者(近隣者等)	住所 _____		地域支援者(近隣者等)	
氏名 _____			住所 _____	
電話 _____			氏名 _____	
			電話 _____	
地域支援者(近隣者等)	住所 _____		地域支援者(近隣者等)	
氏名 _____			住所 _____	
電話 _____			氏名 _____	
			電話 _____	

この台帳に関する情報は、災害発生時に地域の援護により生命等の安全を図るもののほか、日ごろの支援活動に利用するものであり、それ以外の用途に使用したり、他に情報を流したりすることを禁止します。

〇〇市(町村)長 ○○○○

作成	年 月 日	整理番号
廃止	年 月 日	
理由		

(問い合わせ先) 〇〇市役所(町村役場) ○○○○課 電話△△-△△△△